

令和4年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者制度導入の適否」に係る審査)

1 開催日時 令和4年6月30日(木) 13:10~13:55

2 開催場所 しあわせプラザ 2階 研修室

3 対象施設 ユーサ浅虫

4 出席者

(1) 選定評価委員	委員長	舘山公	(企画部次長)
	副委員長	工藤拓実	(総務部次長)
	委員	竹内紀人	(青森中央学院大学教授)
	委員	桃野敬	(東北税理士会青森支部税理士)
	委員	泉宏明	(環境部次長)
	委員	土岐政温	(都市整備部次長)

(2) 施設所管課(観光課)	課長	船橋正明
	主幹	坂本亮
	主査	松本洋平

(3) 制度所管課(財政課)	副参事	阿部有一郎
	主幹	宮崎恭次
	主査	盛将秀
	主査	櫻田博光

5 案件 「指定管理者募集要項等」に係る審査

6 審査結果

募集要項(案)への指摘事項を修正後、募集を行うことで、全委員異議なく、全会一致で承認された。

7 主な質疑応答

委員：「令和4年度ユーサ浅虫 開館時間等」の表中、7月31日の5階展望浴場の時間が見えなくなっているため、修正すべき。

施設所管課：修正する。

委員：前回募集時と比較し、今回の募集要項や仕様書、選定基準における主な変更点は何か。

施設所管課：7月16日にユーサ浅虫がリニューアルし、3階の美術展示コーナーを改装し、キッズコーナーを設置するほか、1階物販コーナー陳列棚の全面更新などを実施するため、それに合わせて、仕様書の業務内容にキッズコーナーの運営を追加したほか、選定基準には「来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業」として、飲食の用に供する取組を追加するなどの変更をしているところ。

そのほかの大きな変更点としては指定管理料であり、これは今回の募集より、利用料金制を導入することに伴い、これまで使用料として市の収入になっていた浴場収入や業務用施設使用料等が利用料金として、指定管理者の収入となる点が挙げられる。

委員：委員の共通認識として、募集要項のP.8の利用料金見込額について、内訳としては複数の収入があるものの、大部分が年額の浴場収入であり、基準額内訳表中の運営管理費の使用料及び賃借料の温泉使用料は、利用者から収受するものではなく、浅虫温泉事業組合に払うものという理解でよいか。

施設所管課：そのとおりである。P.8の利用料金見込額は、利用者から収受する浴場収入である。

委員：浴場の利用料金が360円と非常に安いですが、これはあくまで基準額であるため、今後選定された事業者が0.7～1.3の範囲内で利用料金額を変更することが出来るため、入館者数の状況を見ながら、変更していくという理解でよいか。

施設所管課：そのとおりである。

例えば、閑散期で入館者数が少ない時期には利用料金を低く設定することで、利用しやすい環境を作り、一方入館者数が多い繁忙期には、高くするという変動が可能である。

委員：これまでそのような浴場の利用料金を時期によって変更した実績はあるか。

施設所管課：これまで実績はない。今回の選定において、利用料金額の設定について、提案

が出てくる可能性がある。

委員：事業計画書と選定基準の項目が突合されていない箇所がある。事業計画書の運営について（e, f）が選定基準には記載されていないがよいのか。
申請者が事業計画書上で提案した内容が、選定基準表に項目として載っていないということはよいのか。

施設所管課：選定基準の3のdに基づく審査の参考にしていただくために、事業計画書に地域団体との連携強化の取組や飲食の用に供する業務内容を記載いただき、eとfを項目建てしているもの。

委員：事業計画書と選定基準の整合性について、訂正案を提案する。
事業計画書の運営についてのeの記載内容については、選定基準の1のcに「地域や関係団体との連携」を追加して、本項目で審査をすべきものとする。
また、fの記載内容については、選定基準の3のdに「飲食の用に供する取組」を追加して、本項目で審査すべきものとし、事業計画書のeとfは削除してもよいと考えるがいかがか。

施設所管課：異議なし。

委員：先述の飲食の用に供する取組を選定基準に追加することにより、配点をどうすべきかという論議になるが、選定の際に、飲食の取組の部分に重きを置きたい考えがある場合には、現在の配点の中で分割する必要はなく、追加で配点しても良いと考える。
また、選定の参考とする取組の中に、地域団体等との連携強化の取組があることを考慮すれば、1のcの地域活性化のための取組に対しても追加で配点しても良いと考えるがいかがか。

施設所管課：異議なし。

委員：責任分担表における物価変動について、「急激な変動」とはどのような状況を指すのか。

施設所管課：指定管理者制度導入基本方針の標準例に倣い、記載していたもの。

制度所管課：指定管理料は基準額を市が積算しているが、その内訳も含めて積算上の金額より大幅に高い金額の執行をせざるを得ない状況になった場合には、市と指定管理者が協議の上、市が指定管理料を増額する対応を行うことがある。

委員：急激な変動について、定義はなく、指定管理者からの申出があった場合に、応対して協議を行うとの理解でよいのか。

施設所管課：そのとおりである。

委員：責任分担表に、自主事業収益で行う10万円未満の修繕とあるが、自主事業収益はどのような方法で得ているのか。

施設所管課：例えばイベントを実施した際に、受益者である参加者から参加負担金を徴収するなどといった方法で収益を得ている。